

○羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年10月1日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年羽島市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、指定申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条第1号に規定する事業計画書は、別記第2号様式によるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込み額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 条例第3条第2号に規定する経営の状況等当該団体の概要を説明する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 現年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- (2) 前年度の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- (3) 前年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類

(指定の通知)

第3条 条例第4条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしたときは、指定管理者指定書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(指定等の告示)

第4条 条例第6条の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものと

する。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定期間

2 条例第6条の規定による指定の取り消し、又は管理業務の停止の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日又は停止期間及び停止を命じた業務の内容(指定の取消し等)

第5条 条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

2 条例第10条第1項の規定による管理業務の停止命令は、業務停止命令書(別記第5号様式)によるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の羽島市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の羽島市情報公開審査会規則、第3条の規定による改正前の羽島市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の羽島市個人情報保護審査会規則、第5条の規定による改正前の羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の羽島市税条例施行規則、第9条の規定による改正前の羽島市税減免取扱規則、第10条の規定による改正前の羽島市福祉医療費助成に関する条例施行規則、第11条の規定による改正前の羽島市児童福祉法施行細則、第12条の規定による改正前の羽島市子ども・子育て支援法等施行規則、第13条の規定による改正前の羽島市児童手当等事務取扱規則、第14条の規定による改正前の羽島市子ども手当事務取扱規則、第15条の規定による改正前の羽島市老人福祉法施行細則、第16条の規定による改正前の羽

島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第17条の規定による改正前の羽島市身体障害者福祉法施行細則、第18条の規定による改正前の羽島市知的障害者福祉法施行細則、第19条の規定による改正前の羽島市障害児通所給付費の支給等に関する規則、第20条の規定による改正前の羽島市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第21条の規定による改正前の羽島市国民健康保険条例施行規則、第22条の規定による改正前の羽島市国民健康保険税減免取扱規則、第23条の規定による改正前の羽島市介護保険条例施行規則、第24条の規定による改正前の羽島市母子保健法施行細則、第25条の規定による改正前の羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則、第26条の規定による改正前の羽島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の羽島市営住宅管理条例施行規則、第28条の規定による改正前の羽島市下水道条例施行規則、第29条の規定による改正前の羽島市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例施行規則、第30条の規定による改正前の羽島市公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行規則、第31条の規定による改正前の羽島市道路法施行細則及び第32条の規定による改正前の羽島市火災予防規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年11月30日規則第52号）

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

(あて先)  
羽島市長

申 請 者  
所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号

羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書(別記様式第2号)
- 2 現年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- 3 前年度の収支(損益)計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- 4 前年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- 5 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- 6 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体のあつては団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類
- 7 その他市長が指示する書類

第2号様式(第2条関係)

事業計画書

申請年月日 年 月 日

施設名			
団体名			
代表者名			
団体所在地			
電話番号		ファックス番号	
団体設立年月日	年 月 日		
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
施設の事業計画(別紙可)			
1 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法			
2 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容			
3 管理業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容			
4 管理業務に要する費用の見込み額			
5 その他市長が必要と認める事項			

第3号様式(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 書

第 号  
年 月 日

様

羽島市長

年 月 日付けの下記施設の指定管理者の申請については、羽島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、指定します。

記

施設名

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

羽島市長

羽島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、  
下記の施設の指定を取り消すことを通知します。

記

施設名

取消年月日 年 月 日

取消の理由

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、羽島市長に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、羽島市を被告として(訴訟において羽島市を代表する者は羽島市長となります。)、提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第5号様式(第5条関係)

業 務 停 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

様

羽島市長

羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり業務の停止を命令します。

記

停止対象施設名

停止対象業務

停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

業務停止命令の理由

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、羽島市長に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、羽島市を被告として(訴訟において羽島市を代表する者は羽島市長となります。)、提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



別記第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第2条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第5条関係）